

支那に於ける近世火器の傳來に就て (下)

文學士 矢野 仁 一

七

佛郎機銃砲の傳來以前に支那にあつた二種類の火器の中、一つは上に述べた様に、石彈を裝發する筒狀の銅鐵製礮銃であるが、一つは神機火銃と云ふものである、これは鐵を以て矢鏃となし、火を以て之を發するもので、聲が聞けたと思ふと、矢が既に來て居ると云ふ非常な快速力を有するものである、大學衍義補に、蓋士卒執此銃而用之也、人持一具、時自實以藥、一發之後倉卒無以繼之、敵知其然、凡臨戰陣、必伏其身、俟我火發聲聞之後、即衝突來、請自今以後、凡火銃手必五人爲伍、就其中擇一人或二人、心定而手捷、目疾者、專司持放、其三四人者互爲實藥、番遞以進、專俾一人司放或高或下、或左或右、機應遷就、則發無不中者云々と云つてある、有筒式銅鐵製銃砲の攻器守器として効力があるに反して、神機火銃は戰器即ち行軍の利器として効力があつたもの、様である、此神機火銃は何時から支那にある様になつたか、明史兵志に至明成祖平交趾得神機鎗礮法、特置神機營、肆習の文あり、安南伐の時に得たのが始まりの様に考へらる、が、大學衍義補に永樂中南交を平定した時に得た神機火銃は尤も巧妙であると言つてあるが、神機火銃は此時に始めて得たものであるとは言つてない、前に述べた様に洪武二十一年三月沐英が火銃神機箭を以て思倫發の象陣を防禦したことが皇明實録に見え、永樂四年十二月張輔が神機火器を以

て安南の象軍を撃破したことが、明史張輔の傳に見えて居る、張輔が安南の象軍を破つた神機火器は安南の神機火銃を直ちに利用したものと考へられない、神機火銃なり、神機火器なり、安南から傳はつた神機火銃と、どれ程の違ひはあつたか、兎も角神機火銃が安南から傳はる前に、既に支那に神機と云ふ名のついた火器の有つたことは明かである、武備志の圖說（武備志卷一百二十六軍資乘火火器圖說五）に見わたる神機箭は、成祖が安南を平げて得たものであると言つて書いてある神銃と、區別してあることから考へると、未だ安南の神機火銃が傳はらない前よりあつたもの、様に思はれるが、それは大きな竹筒に、二筋或は三筋の藥筒付きの箭即ち火箭を入れて、同時に發射したものの、様で、武備志に見えて居る種々の火箭と同様に、火藥の力に依つて發射したものと考へる

外はない、安南を平げて得た神銃と云ふものも、筒の中に一筋の箭を入れて發射するものである、前に引用した大學衍義補の文は、只だ安南人製造の火槍は尤も巧妙なので内臣に命じて其法に倣つて監造せしめたことを述べたもので、安南人製造の火槍を得たる爲め、特に神機營を置いたと云ふ意味であるとは考へられない、若し安南より得たのが神機火槍の始まりで、神機營は之が爲めに始めて設けられたと云ふ意味ならば、丘濬が漠然と此藥は何時誰の手に依つて創製されたものか分らぬ、隋唐以後或る時代に西域より傳來したものであらうなど、言ふ筈はない、だから神機火銃が未だ安南から支那に傳はらない前に、既に神機火銃、或は神機火銃と言はなかつた迄も、神機と名のついた箭或は火器があつて、之れを肆習する爲めの神機營も設けられて居たものと想像せざるを得な

い、此神機と名のついた火器は、安南から傳はつた神機火銃の、火薬の力を以て發射したるに反して、弓を以て發射したものは考へられないのである、然し神機箭は果して竹筒に火薬を裝填し、其爆發力を利用して發射したものとすれば、それは筒狀の火器ではあらうが、今日の金屬製火器と比較すべきものではない、武備志に安南より得た神銃の妙處は鐵を用ひるにあるが如く言つて居る、又發射力が強く一發三百歩を射ると言つて居る、若し安南より得た神機火銃は鐵で造つた筒狀火器であるとするれば、それは始めて近世火器の資格あるものと言つてよいのである、さうして安南より此神機火銃は傳はらぬ前からあつた神機箭、若しくは神機火器が、金屬製のものでなかつたとするれば、安南から得た此神機火銃は、支那の行軍利器即ち手兵の歴史に於ては、餘程重大な事件と

言つてもよいのである、之を要するに手兵の方で佛郎機銃砲の傳來以前にあつた火器即ち神機火銃は、金屬製筒狀のものであつた様に考へられるが、それも猶ほ疑へば疑はれる餘地が無いではない、又安南から其法が傳はつた爲めに始めて金屬製筒狀のものとなつた譯であるかどうかと云ふことも、猶ほ問題であるが、佛郎機銃砲傳來以前にあつた神機火銃が、或る程度まで近世手兵の効力を持つて居たことは明かである、大學衍義補に神機火銃の捷妙神の如きを賞讃し、中國の志を四夷に得たる所以は此器ありしが爲めであると言つてある、尤も後世の鳥槍、鳥銃或は鳥嘴銃、即ち西洋小銃とは精巧日を同うして語るべきものではない、皇明實錄正統十四年十月の條に載録してある翰林院侍講劉定之の上言に、刀斧之揮霍便捷、優于火銃之遲緩趨趨の文あり、劉定之の上言は于

謙等が神礮神銃を以て也先を撃退した後、間も無

差違が無いのである、

い事であるのに、火鎗の利は刀斧に及ばぬことを述べて居る、然しそれは遅緩趨起の不利あるが爲めで、火鎗其物の効力が微弱なるが爲めではない、神器譜(神器譜卷二原銃上)にも國初の神鎗は一手柄を持し、一手火藥を燃し、狙ひを定むることが出来ぬ内に、彈は早く飛び出すので、遠近高低は多く自由でない、鳥銃とは非常に違ふ様に言つて居る、其事は大學衍義補にも、蓋十卒執此鎗而用之也、人持一具臨時自實以藥、一發之後倉卒無以繼之、敵知其然、凡臨戰陣、必伏其身、俟我火發聲聞之後、即衝突而來と言つてあるので分る、神機火鎗は狙ひを定めて後に、箭を發射することが出來ず、又一發の後續いて第二箭を發射することが出來ないと云ふ缺點があつた爲めで、火藥の力を以て發射すると云ふことは近世手兵と

以上石彈若しくは鐵彈を裝發し、攻器若しくは守器として用ひられ、戰器としては號令に資するだけの筒狀銅鐵製銃砲と矢張り火藥を發射力とした様に思はれる神機火鎗の二種類の火器は、皇明實錄や明史に屢々實戰に用ひられて効力があつた様に見え、大明會典に弘治以前に鑄造され、諸邊地に配置された様に見えて居る火器の有らゆる種類を、盡く包括するものであらうか、手銃(正徳十四年季賢の上奏に見えて居る)、手把銅銃、手把鐵銃の如きは、其筒狀銅鐵製の火器たることは明かにして、其手兵たることは文字から考へても疑ひが無い様に思はれるが、攻器守器として實用あるも、戰器としては、他の筒狀の銅鐵製銃砲と同様に號令に資するだけのものであらうか、然し王圻の續文献通考に引用してある兵部郎中唐順之の

上奏(王圻續文獻通考卷一百六十六兵考、軍器)二
 虜所_レ最畏_ニ于中國_一者火器也、國初止有_ニ神機火鎗
 一種、天助_ニ聖明_一、除_レ充滅_レ虜、而佛郎機子母砲、
 快鎗、鳥嘴銃皆後出と言つてあり、張皇威の火攻
 問答(新編張靖峰家藏火攻急務輯略、世法卷之上、
 火攻問答)に、如_ニ發煩即神機大將軍、二將軍、三
 將軍_一威猛無_レ敵、破_レ敵可_レ成_ニ血路_一、攻_レ城可_レ使_ニ立
 碎_一、中路但體勢重大、難_ニ以輕舉遠到_一云々と言つて
 あることから推考するに、當時攻城若しくは守城
 の器として用ひられしものは、三將軍の如き策狀
 銅鐵製の銃砲にして、行軍の利器即ち手兵として、
 實際に用ひられしものは、神機火鎗の一種であつ
 た様である、さうして此有筒式銅鐵製の銃砲は、
 佛郎機砲の傳來に依つて一變し、神機火鎗は鳥嘴
 銃の傳來に依つて一變したものの様である、
 然るに明史兵志に、至_下明成祖平_ニ交趾_一得_ニ神機

鎗砲法_一と特置_ニ神機營_一肄習、製用生熟赤銅相間、其
 用_レ鐵者建鐵柔爲_レ最、西鐵次_レ之、大小不_レ等、大
 者發用_レ車、次及小者、用_レ架、用_レ椿、用_レ托、大
 利_ニ於守_一、小利_ニ於戰_一、隨_レ宜而用、爲_ニ行軍要器_一、永樂
 十年詔自_ニ開平_一至_ニ懷來_一、宣府、萬全、興和諸山
 頂_一皆置_ニ五礮架_一二十年從_下張輔請_ニ增_ニ置於山西大
 同、天城陽和、朔州等衛_一以禦_レ敵、然利器不_レ可_レ
 示_レ人、朝廷亦慎_ニ惜之_一宣德五年敕_ニ宣府總兵官譚
 廣_一神銃國家所_レ重、在邊墩堡、量給以壯_ニ軍威_一、勿_ニ
 輕給_一、正統六年邊將黃真楊洪立_ニ神銃局於宣府獨
 石_一帝以火造、恐_ニ傳習漏泄_一勅止_レ之と云ふ記事が
 あり、永樂年間安南征伐の結果、始めて安南より
 神機鎗砲の法を得、守るに利なる大砲の様なもの
 より、戰ふに利なる小銃の様なものまでも、盡く
 此安南傳來の神機鎗砲の法に依つて製造するに至
 つたもの、様に見わる、清の趙翼は陵餘叢考(陔

餘叢考卷三十火砲火槍に於て、所謂用車者即今之大砲也、用架用樁者蓋即今之鳥機砲也、其用托者即今之鳥槍也、是鳥槍之制、永樂中所有之と言つて、明史の記事に據り、西洋式大砲より、鳥槍即ち西洋式小銃まで、盡く安南征伐の結果製造さるゝに至つたものと考へて居る、明史の記事を信ずれば、固より然らざるを得ないのである、此明史の記事は明史彙の記事に據つたもの、様であるが、果して信すべきものであらうか、安南より得た神機鎗礮の法に依り、生熟の赤銅などを混用して製造した有托火器と云ふものは、果して、鳥槍であらうか、前に述べた王圻の續文獻通考に引用してある唐順之の嘉靖中の上奏に、鳥嘴銃最後出どあり、神器譜にも鳥銃が一たび中國に流傳してより、神鎗快鎗等の諸器は、皆利器が利器でなくなつた様に言つてある、鳥嘴銃鳥銃は即ち鳥鎗

であるが、それが永樂年間よりあつた筈はない、托が有るからと言つて、直ちに鳥槍であるを解釋することは固より出来ない譯になるが、然し生熟赤銅混用の有托火器と言へば、外に解釋のし様もない様である、これは第一此明史の記事が信ずべからざる證據ではあるまいか、大學衍義補の記事、武備志の圖說、又唐順之の上奏などから考へても、安南より傳はつたものは、神機火鎗の一種で、神機火鎗の外に、生熟赤銅を混用して製造した有托小銃は固より、他の火器が傳はつたものとは考へられない、これも明史の記事の疑ふべき第二の理由であるが、第三にそれよりも最可笑しいことは、明史の安南より得た神機鎗礮の法に依つて製造したと云ふ大小の銃砲が、生熟の赤銅を混用したと云ふ點である、大明會典（卷一百九十三工部軍器軍裝火器）に、凡火器成造、永樂元年奏准、銃砲

用熟銅或生熟銅ニ相兼鑄造の文あり、生熟銅を混用して鑄造した銃砲は、安南征伐以前の永樂元年以來、支那にある譯である、恐らく此明史の記事は、大明會典などに據つたもので、安南傳來の神機鎗礮の法に依つて、生熟銅混用の銃礮を製造するに至つたと云ふことは、ごうも信せられない、又明の永樂年間に諸邊鎮に頒發した銃礮は、明史の記事に據ると、矢張り安南傳來の神機鎗礮の法に依つて製造したものゝ様に考へらるゝのに、それが却つて大學衍義補の石子を裝發する筒狀の銅鐵製銃礮に酷似して居るのも可笑しく、明史の記事の信すべからざる第四の理由である、欽定續文獻通考（卷一百二十四兵器器）に、景泰四年十二月鑄小銅銃、寧夏總兵官張泰言、永樂間所降大銃重三十四斤、內裝石子一個、凡遇追賊、重大不便、止可守城、請改鑄小銅銃重八斤、內裝鐵彈、于大者十三個、小者二十個、其發頗多、亦能致遠、命付兵仗局、同總兵官試之、云ふ記事がある、永樂年間に寧夏などに頒發した重さ三十四斤の大銃とは何であらうか、それが開平等塞外の諸山頂、大同等山西諸衛に頒發した銃礮と違つて居るものとは考へられない、若し開平等塞外の諸山頂、大同等山西諸衛に頒發したものが、安南の神機鎗礮の法に依つて製造したものとすれば、寧夏に頒發したのも同様と考へなければならぬ、皇明實錄宣德五年三月の條に、沿邊の墩堡に神銃を量給したことが見ゆ、正統九年九月の條に、各邊に銅銃を増給し、寧夏には一百個を増給したことが見ゆて居る、張泰が永樂の大銃を改鑄せんことを奏請したるは、神銃の如き効力なしと云ふには非ず、守城の利器として十分の効力はあるも、其重量大にして、敵を追撃するに不便であると云ふ

に過ぎない、それから考へても、永樂年間に寧夏に頒發したものは、開平や大同などに頒發したものと、違つたものと考へることは出来ない、さうするとそれは一個の石子を裝發するもので、張泰はそれを鐵彈を用ゆる小銅銃に改鑄せんとしたのである、是即ち大學衍義補の筒狀銅鐵製銃砲の形式である、其守城に用ゆべくして追撃に不便である

と云ふことも此大學衍義補の銃砲が攻と守とに用ゐて、戰には只だ號令に資するのみであると言つてあることにも一致するのである、之を約言すれば、明史に安南の神機鎗砲の法に依つて製造したるが如く言つてある大小の銃砲も、必ずしもさうではないと云ふことになるのである、それに車を用ひる様な攻守の利器たる大砲より、戰器として利ある托を用ひる様な小銃まで、安南より一時に其法を傳へたと云ふことも、想像されぬことで

ある、明史兵志の記事は各種の史料を無批判に用ひて編纂したものであることは殆んど疑ひが無い、然らば之を根據として大砲小銃共に安南傳來の法に依つて製造されたもの、如く論ずるの誤謬たることは、言ふまでも無いことである、

八

佛郎機銃の傳來以前既に支那に於て金屬製筒狀の火器ありしことは明かであるが、鳥銃は猶ほ無かつたのである、鳥銃は鳥嘴銃とも鳥槍ともいひ、近代の西洋式小銃で、其外國傳來のものであることに就ては疑ひは無いが、何時何處から傳來したものであるかと云ふことは、一の問題である、鳥銃は、日本人が之を以て鳥を打つが故に、名を得たものであると云ふ説は、威繼光の練兵實紀（雜集卷五、軍器解上）、武備全書（卷之三手足篇第

三)の鳥銃解、其他に見えて居るが、其鳥銃銃と區別なく、小銃の意味に用ひられて居ることは譚海圖編(卷之十三經略之兵器)、鳥銃圖說に唐順之の鳥銃銃に關する上奏を引用して説明せるにても明かであり、又鳥銃は日本より傳はる前に、西番より傳はつた様に考へられるから、必ずしも日本人が鳥を打つから起つた名稱とは定められない様である、文學士長沼賢海君(歴史地理大正四年一月號銃砲の傳來四八頁四九頁)は鳥銃は鳥嘴銃の略稱である如く考へられて居るが、鳥銃は鳥を打つから起つた名稱でないとするれば外に考へ様もないかと思はれる、

清の趙翼は、陔餘叢考(卷之三十火砲火槍)に於て、明史兵志の記事に據り、永樂年間交趾を征伐し神機鎗礮の法を傳へた以來、生熟の赤銅を混用した有托火器即ち鳥槍もあつた様に述べて居る

が、此明史の記事の信すべからず、隨つて陔餘叢考の説も亦信すべからざることは、前に述べた通りである、鳥銃の永樂年間よりあつたと云ふ説は信することは出来ないが、鳥銃の傳來に就て最も普通な説は、倭寇より傳はつたと云ふ説である、明の郎英の七修類稿(卷四十五事物類倭國物)に、鳥嘴木銃嘉靖間日本犯浙、倭奴被擒、得_レ其器、遂使_レ傳造_レ焉の文あり、戚繼光の練兵實紀、武備全書などの鳥銃解に、此器中國原無、傳_レ自_レ倭寇_レ始得_レ之の文あり、王鳴鶴の登壇必究(火器)や、王圻の續文獻通考に引用してある唐順之の嘉靖中の上奏に、佛郎機千母砲、快鎗、鳥嘴銃皆出_レ嘉靖中、鳥嘴銃最後出、中略火技至_レ是而極、是倭夷用以肆_レ機巧、中國習_レ之者也の文あり、鳥槍即ち鳥銃が永樂年間交趾より傳はつた様に考へて居る清の趙翼も、前明征_レ交後、已有_レ鳥槍、但明制禁_レ外間習用_レ

最嚴、故承平日久、皆不_レ知_レ用_レ之、直至_三嘉靖中_一、倭入_三中國_一、又得_三其傳_一耳と言つて居る、永樂年間交趾より傳へた神機火槍は鳥槍でないのに、趙翼は間違つて之を鳥槍と考へただけで、之が鳥槍で無いと云ふことになれば、趙翼も亦鳥槍の嘉靖中倭寇より傳はつたものであることを認めたものと言ふべきである、

然るに鄭若會の籌海圖編(卷之十三經略三兵器)に、按鳥銃之製、自_三西番_一流入_三中國_一、其來遠矣、製造者多未_レ盡_三其妙_一、嘉靖二十七年都御史朱統遣_三都指揮盧鏜破_三嶼_一獲_三番酋善_レ銃者_一命_三義士馬憲_一製_レ器、李槐製_レ藥、因得_三其傳_一而造作、比_三西番_一尤爲_三精絕_一云の文が見え、王鳴鶴の登壇必究(火器)にも、同様の文が見えて居る、鳥銃の製法が、遠い昔に西番より中國に流入したと云ふことは信すべからず、嘉靖二十七年に盧鏜が嶼を破

りし時、番酋の銃を善くする者を獲て、其傳を得て製造したと云ふだけの事實を裝飾せる前置文と見るべきものである、又其番酋は日本人でなく、葡萄牙人と考へなければならぬことは別に葡萄牙人のリアムポー殖民地に就てと云ふ論文に於て明かにする積りである、さうすると籌海圖編、登壇必究などの記事は鳥銃の葡萄牙人より傳來したことを認むるものと云ふべきである、猶ほ此葡萄牙人傳來説を主持すべき有力な證據は、明の趙士禎の神器譜に見ゆる臣祖大理寺副、先臣趙性魯在日、倭奴初犯_三浙直_一、尙無_三鳥銃_一、六七年後方有_三茲器_一、臣祖語_レ臣日、我聞先朝土魯番吞_三并屬番哈密_一中、國置_レ經略大臣、徵_三兵數萬_一、分_レ道出救、緣_三土魯番借_レ得噶蜜神器、天兵不能_レ救、竟爲_レ所_レ并、噶蜜密_三通水西洋_一、豈此器從_三彼中_一傳至_三西洋_一、西洋傳_三倭中_一耶の記事である、噶蜜は明史西域傳(明史卷

三百三十二)、大明會典卷一百七、禮部六西戎上)の西戎魯迷で、獅子珊瑚珠などを貢することになつて居る、ブレットシユナイデル (Bruchmüller, Ibid, vol. II, pp. 306, 307.) は明史の魯迷に譯註し、魯迷の發音より考へて當時オットマン帝國の領土たるルム (Rum) に擬定する外は無い様に述べて居る、嚙蜜に近い水西洋とは果して何國を指すか、西洋と同一に、用ひて居る様であるから、矢張り籌海圖編などの西番と同じく、佛郎機即ち葡萄牙を指したものの様に思はれる、嚙蜜より西洋に傳はつたと云ふ様なことは、固より信せられないが、當時倭寇の浙江を侵す様になつた始めの間、倭寇の猶ほ鳥銃を用ひなかつたこと、支那に於て西洋の鳥銃が倭寇の鳥銃より前に知られて居たことは信せられる様である、

浙江南直隸に於ける嘉靖の倭寇は、矢張り籌海

圖編(卷之五、浙江倭變記卷之六、直隸倭變記卷之八、寇踪分合始末圖譜、明史日本傳)に言つてある様に、嘉靖二十七年許棟の敗没後、王直の時代になつて始まつたもの、様であるから、嘉靖二十七年に倭酋が鳥銃を傳ふる筈が無く、嘉靖二十七年に番酋が鳥銃を傳へたとすれば、それは倭酋でないと思ふが至當である、それに鳥銃即ち鐵砲が天文十二年即ち嘉靖二十三年に日本に傳來したとすれば、僅かに五年後の嘉靖二十七年に、既に其製造法を支那に傳へたと云ふことは、少し早過ぎる嫌がある、長沼賢海君の説の如く、日本に鐵砲の傳來したのは天文十二年より前の事であると解釋することが出来れば、それも一つの解釋であるが、嘉靖二十七年に支那に鳥銃の製造法を傳へた番酋は、日本人でないと思へれば、それで立派に解釋が出来る譯である、七修類稿以下の倭寇

傳來説は、必ずしも鳥銃傳來の起原を述べたものでなく、葡萄牙より傳來したる鳥銃が、未だ行はるゝに至らず、却つて其後に日本より傳來したるは銃が行はるゝ様になつた事實を説明するもので鳥あるまいか、明の王圻の續文獻通考に、今人胥言、佛郎機、鳥嘴銃、傳自番舶、曾聞之參將戚繼光云昔署衛印一、時、中略於衛庫中、見鳥嘴銃、皆倭變末作、中國所故有、一者の記事が見て居る、戚繼光の練兵實紀、武備全書などの鳥銃解に、此器中國原無、傳自倭寇、始得之の文があるから、王圻が戚繼光に聞いたと云ふ鳥銃は、倭變の起らない以前よりあつたもので、中國故有のものであると云ふ話は、誤聞であるとしても、王圻の時代に、鳥銃の猶ほ、鳥嘴銃と稱せられ、且つ其番舶より傳來したものであると云ふことが、信せられて居たとは明かである、是亦鳥銃の倭寇以前、葡萄牙人より傳はつたと云ふ一つの證據と見られる、長沼賢海君は鳥銃の日本より傳はつた前に、夙く南夷又は西蕃より傳はつた一の證據として、明の嘉靖の兵家何良臣の陣紀に、鳥銃出自南夷、今作中華長技の文あることを述べられ、長恩書室叢書本を引用されて居るが、自分の惜陰軒叢書本陣紀卷二技用には、鳥銃出自外夷、今作中華長技となつて居る、然し明末の武備集要と云ふ兵書には、鳥嘴銃之用、起自南夷番鬼、我兵戰獲番舶、得之舟中、遂劔之以造、今吾匠氏精巧機製、有加之於此の文も見て居ることであるから、矢張り當時鳥銃の南方より傳はつた説もあつたことは想像される、朝鮮魚叔權の稗官雜記（朝鮮古書刊行會本大東野乘稗官雜記四六一頁四六二頁）に、倭人舊不知用鉛造銀之法、只持鉛鐵、以來、中廟末年有市人、挾銀匠潛往倭奴泊船地

方、教以_レ其法、自_レ此倭人之來、多費_レ銀兩、中略
 其後倭奴舟載_レ銀貨_レ賣_レ於上國寧波府、又福建浙江
 之人潛往_レ日本、換_レ買銀子、中略然福建人民賚_レ帶
 銃砲、因以教_レ倭、倭之放_レ砲始_レ於今日、向非_レ市人
 傳以_レ造_レ銀之法、其禍其弊豈至_レ於此_レ哉の文あり、
 福建の人民が、倭に教へ倭が放つたと云ふ銃砲は、
 鳥銃であらうが、鳥銃は日本より支那に傳はりし
 ものに非ずして、支那より日本に傳はつたもので
 あると云ふ朝鮮人の傳説は、固より鳥銃の支那よ
 り日本に傳はつたと云ふ事實を證明するものでは
 ないが、鳥銃は倭寇以前より、支那に於てあつた
 ものであると云ふ事實の、一の傍證となるべきも
 のではあるまいか、

此の如く鳥銃は最初に葡萄牙人より傳來したも
 の、様であるが、支那に於て實戰に用ひられて効
 力ありしものは、日本傳來の鳥銃であつた事は、

趙士禎の防虜車銃議(神器譜卷一)に先朝余、子俊
 郭(登_レ諸臣所_レ用、不_レ過_レ舊日之器、近日退_レ虜、亦
 不_レ過_レ日本鳥銃の記事あり、想像することが出來
 る、舊日之器と云ふものは鳥銃でない、明初より
 あつた火器であることは、防虜車銃議や、明史郭
 登傳を見ると分かる、猶ほ萬曆朝鮮の役に於て、
 日本軍の鳥銃がひどく明軍朝鮮軍を苦しめた事
 は、趙子禎の恭進合機銃疏(萬曆三十一年八月二
 十七日神器譜)に、倭奴止以_レ飛轡鳥銃手三千、
 憑爲_レ前驅、懸軍深入、不_レ勞_レ餘力、抗_レ我兩國、我
 以_レ兩國全力、不_レ能_レ制_レ倭死命、蹙馳電擊而前、從
 容振旅而退、不_レ但_レ諸酋盡全_レ首領、至_レ於倭衆、亦
 覺_レ無_レ多_レ損失、則_レ鳥銃之利_レ於軍用_レ也、亦甚彰彰
 明著矣、大都將臣久享_レ承平、末_レ嘗_レ究_レ心鳥銃、每每
 故意求_レ短、藉_レ口阻抑、以_レ快_レ忮心、在_レ鳥銃、又無_レ
 他短可_レ議云々の文あり、朝鮮の懲忿錄(朝鮮古

書刊行會本懲毖錄一、二二頁) 尙州陷落の記事に、
 倭先伏_レ橋下、以_レ鳥銃_二中_一軍官_一墜_レ馬、斬_レ首而去、
 我軍望見_レ奪_レ氣、俄而賊大至、以_レ鳥銃_二十餘_一衝_レ之、
 中者即斃、李鎰急呼_レ軍人、發_レ射矢_二數十步_一輒墜、
 不_レ能_レ傷_レ敵の文あり、北道兵使韓克誠が清正の兵
 と海汀倉に會戰したる時の記事(懲毖錄一、二二
 頁)に、北兵善騎射、地又平衍、乃左右迭出、且
 馳且射、賊不_レ能_レ支、退入_レ倉中、時日已暮、軍士
 欲_レ少休、俟_レ賊出、明日復戰、克誠不_レ聽、揮_レ其軍、
 圍_レ之、賊發_レ倉中穀石、列置爲_レ城、以_レ避_レ矢石、從_レ
 其中_一多發_レ鳥銃、我軍櫛比而立、重壘如_レ束、中必
 貫穿、或_一丸斃_二三四人_一、軍途潰の文あり、日本軍
 大同江渡河前の形勢を叙したる記事(懲毖錄一、
 二六頁)二、六七賊持_レ鳥銃_二到_レ江邊_一、向_レ城放、聲
 響甚壯、丸過_レ江入_レ城(平壤)、遠者入_レ大同館_一、散
 落瓦上、幾千餘步、或_二中_一城樓柱、深入數寸の文あ
 り、明將祖承訓の平壤回徵戰の記事(懲毖錄一、
 三三頁)に、天兵從_二七星門_一入、城内路狹多_二委
 巷_一、馬足不_レ可_レ展、賊依_レ險阨、亂_レ發鳥銃、史游擊
 (史儒)中_レ丸即斃、軍馬多死、遂退_レ軍の文あり、
 蔚山の戰に關する文書(懲毖錄十四、馳啓天兵進
 攻蔚山與賊相持狀)に、賊從_二城上孔穴_一、多放_レ鳥
 銃、天兵及我軍、多爲_レ損傷の文あり、知ることは
 出來る、朝鮮の鳥銃は懲毖錄(懲毖錄一、三三頁)に
 據ると、萬曆十八年(天正十九年)に對馬の宗義智
 が贈つたのが始まりと云ふことであるから、朝鮮
 軍の日本鳥銃の爲めに苦んだことは仕方もない事
 であるが、明軍が火炮即ち大砲を用ひて日本軍を
 苦しめたとあるに拘らず、猶ほ鳥銃を利用するこ
 とが出來ず、却つて日本軍の鳥銃の爲めに苦しん
 だことは、初め葡萄牙より傳來したる鳥銃は用ひ
 らるゝに至らず後に日本より傳はる様になつて始

めて用ひらるゝ様になりしも、猶ほ其用途は未だ廣からず其製造も未だ日本の精に及ばなかつた事實を證明するものではあるまいか。

叢 說

中學校に於ける西洋史

教授について

文學博士 新 見 吉 治

我國の中學校に於ける西洋史科は、教授時間の少い割合に教授要目が多過ぎる嫌がある。従て教科書の記述が段々簡單になり、眞に綱目を擧ぐるだけである。而かも教師が敷衍し説明を加へやうとすると、時間が足らなくて困るといふ様子である。私の考では今日の規定の様に西洋史全体に亘り教授することは、如何なる技倆ある教師でも困

難を感ずるところで、到底十分なる効果を收めることは出来まいと思ふ。歴史は一つゝきになつて居るから、一時代だけ切り放して教へることは無理である。考へる人があるかも知れぬが、歴史の綱目ばかりを全体に亘つて教へるよりも、寧ろ比較的重要な時代だけを細かに教へて、他の時代を省略した方がよくはあるまいか。然らば何を標準として取捨すべきであるか。

さて中學校令施行規則を見るに
歴史は歴史上重要な事蹟を知らしめ、社會の變遷、邦國盛衰の由る所を理會せしめ、特に我國の發達を詳にし、國體の特異なる所以を明にし、兼て國民性格の養成に資するを以て要旨とす。

歴史は日本歴史及外國歴史とし、日本歴史に於ては國初より現時に至るまでの重要な事歴を授け、外國歴史に於ては世界大勢の變遷